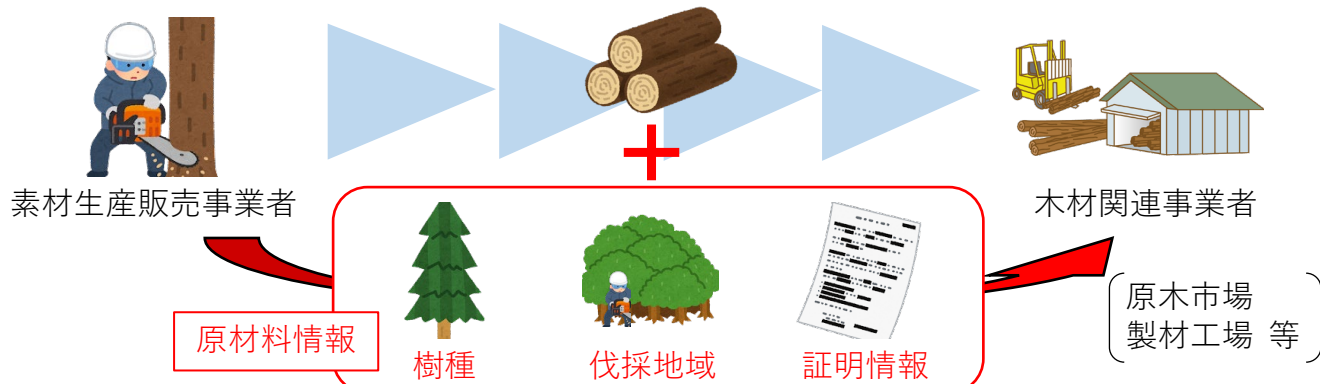


伐採造林届出書を提出される皆様へ

令和7年4月1日以降に樹木を譲り渡す場合は 合法性に関する情報提供が必要です

クリーンウッド法※は、合法性が確認された木材の流通を促進する法律です。
素材生産販売事業者は合法性の確認に必要な原材料情報を提供する役割を担います。



※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

【素材生産販売事業者って？】

○伐採と販売を行う素材生産事業者

※伐採のみを委託されている場合、
素材生産販売事業者になりません。

【何を情報提供すればいいの？】

○樹種、伐採地域（都道府県や市町村）

○証明情報：伐採造林届出書、伐採造林届出書の適合通知書、森林経営計画書、
国有林における林産物の売買契約書などの該当箇所の写し

※伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれていますので、届出書の写しを提供すれば
3つの原材料情報を提供したことになります。

【必ず原材料情報を提供しないといけないの？】

○有償・無償の譲り渡しに関わらず、求められた場合に原材料情報を提供する
必要があります。

○後から求められる場合の手間を考慮し、樹木を譲り渡す時に自主的に情報提
供することが好ましいと考えられます。

素材生産販売事業者が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドライン」における関係団体の認定を受けている場合について

- ・本ガイドラインの認定事業者として発行した樹木に対する証明書は証明情報
として活用可能です（除伐などを含む）。
- ・納品書に樹種、伐採地域、本ガイドラインに基づく証明情報を記載すれば、
3つの原材料情報を提供したことになります。

裏面にQ & Aを掲載しています。

Q & A

【譲り渡し相手が誰であれば情報提供するの？】

○消費者以外であれば、情報提供の必要があります。

【樹種情報はどんなものを提供すればよいの？】

○伐採造林届出書に記載されている樹種名等、取引において通常用いられる名称でかまいません。

【証明情報は写しをそのまま提供する必要がありますか？】

○原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り・添付資料の省略等をして構いません。契約条件に関する情報等、商取引上不利益になる可能性がある部分は提供する必要はありません。

【除伐等の届出が不要な伐採の場合、どうすればよいですか？】

○「除伐による樹木であるため、証明書が存在しません。」というように、証明情報が手続き上存在しないことを伝えてください。

【どんな方法で情報提供するの？】

○基本的には相手に求められた方法で情報提供してください。書面、電子メール等が考えられます。



クリーンウッド法の詳細は、
林野庁の情報提供サイト
「クリーンウッド・ナビ」へ！
※随時、情報更新しています。



PRキャラクター「クリーンウッドちゃん」

お問い合わせ先：林野庁 林政部 木材利用課

合法伐採木材利用推進班（03-6744-2496）